

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年九月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

#### 一 許可番号

平成三十年八月十五日

指令川建セ第三〇〇〇七〇号

#### 二 検査済証番号

平成三十年九月十三日

川建セ第三〇〇〇七号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字成瀬字坂下三百二十四番一

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡越生町越生東四丁目六番地十六 C A S A イースト一〇三

池田 大祐